

財務省告示第三百八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十七回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び附則第七十六条第一

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入









二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
後二期子	第二期以	第二期子	第二期子	第二期子	第二期子

のについては、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
(ただし、当該国債を発行時  
ににおいて取得する者が非居  
者又は外国人である場合に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額)を控除  
することができる。

平成二十年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出た  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十  
日を、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。平成二十年  
九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成十九年十月二十五日